

京都地方裁判所は、日本郵政公社に「支払え」と画期的な判決

「全部あげる」と遺言に書いてもらったのに！！

郵便局は「簡易保険の証券の受取人欄に名前が書いてない」と、支払拒否！

1 どんな事件？

A子さんは、結婚をして2人の子供をもうけましたが、その後離婚しました。離婚後は一人で生活し、いつの間にか子供とも音信不通になってしまいました。

A子さんは、将来のためにと、離婚後に簡易生命保険に加入しましたが、受取人を指定しませんでした。

数年前から病気になりましたが、子供らの所在は分からずじまいで、A子さんは妹のB子さんにずっと世話をしてもらいました。

A子さんは、そのことにとても感謝し、「B子さんに、すべての財産を譲ります。」と公正証書で遺言をしました。そして亡くなりました。

その後、B子さんは郵便局に保険金の支払いを請求しましたが、拒否されたのです。

2 どうして郵便局は、保険金を支払わないと言ったの？

日本郵政公社は、「簡易生命保険法の規定では、簡易保険の証券の受取人欄に保険金受取人を誰にするかを指定していないときは、『被保険者の遺族（このケースの場合だと、A子さんの子ら）』が保険金受取人となる。そうしないと、遺族と遺贈を受けた人の両方に保険金を支払わなければならない危険がある。だから、B子さんには支払わない。」と言いました。

でも、簡易生命保険法第55条1項2号の規定は、「受取人は指定がない場合は遺族となる」と規定されているのであって、「簡易保険の証券の受取人欄に名前が書いていないとダメ」とは書いていません。

そこでB子さんは、私に助けを求めてこられました。

3 裁判所は、どう言ったの？

裁判所は「保険契約者が公正証書を作成した場合に代表されるように、誰を受取人にするかについての保険契約者の意思表示の存在およびその時期が明確な場合であれば、保険証券に受取人を記載しなくても、保険契約者の当該意思表示は、受取人の指定として有効である。このように解しても、受取人が日本郵政公社にその旨の通知をしない限りは、日本郵政公社はそのような受取人指定の事実があったことを前提としなくてもよいことになっているので、保険金を二重に支払わなければならないという危険はないから、不利益はない。」として、日本郵政公社の主張を退け、B子さんの訴えを全面的に認めたのです。

4 まとめ

私は、日本郵政公社が、事務処理の簡便を計って、このように簡易生命保険法第55条1項2号の規定を極端に形式的に厳格に解釈してきたことにより、これまでも、故人の遺志に明らかに反する不当な取り扱いがなされてきたのではないかと心配し

ています。

また、今回は簡易生命保険が対象でしたが、生命保険会社の生命保険契約にも同じことがいえるのです。

みなさん方の中で、このようなことにお心当たりのある方は、このケースが新聞報道（平成18年8月1日毎日新聞夕刊）されていますので、その記事を見せてあげるなどして教えてあげてください。

[渡辺・玉村法律事務所](#)

弁護士：玉村 匡



核

を送付。同意する場合は連絡して下さい」とはがきを同封したところ、下旬に

工予定。既に完売し、今から高さ変更するのは無理という。
【大沢瑞季】



山危や始す想る。～
山災かを定書か1
砂災を指被分の
公開を地で分

災害

和歌山に
砂災を指被分の
公開を地で分

遺言通り簡保支払い

受取人の指定なく

京都地裁判決

妹訴え 郵政公社に200万円命令

日本郵政公社の簡易生命保険金200万円を、死亡した姉から公正証書遺言で贈られることになった京都府内の女性が、「保険契約で受取人と指

定されていない」などとして支払いを拒む同公社を相手取った訴訟があるが分かった。

同公社は「二重払いの危険を避けるため」と、同様ケースでは一貫して

支払いに応じていない。原告側の玉村匡弁護士は「これまでは泣き寝入りして訴訟に至らないことがほとんど。判決は初めてでは。事務処理の

簡便化を図って規定を極端に形式的に解釈してきたのだろうが、これを機に改善し、窓口に徹底してほしい」と話している。

判決では、姉は離婚後に保険契約し、受取人を指定しなかった。子どもがいるが長く音信不通で、病気の時に世話になった妹に「一切の財産を遺贈する」と公正証書遺言をし、05年に死去。妹は保険金支払いを拒否され、今年2月に提訴した。

同公社は「受取人は指定がない場合は遺族となる」などとした簡易生命保険法の規定を基に主張したが、判決で阪口彰洋裁判官は「受取人が遺贈があったと通知することが前提なので、二重払いの危険はない」と指摘。遺言により受取人が妹に指定されたと認定した。

同公社簡易保険事業本部は「主張が認められず残念。控訴を検討中」としている。生命保険協会によると、対応は他の生命保険会社も同じという。玉村弁護士は「生保

各社は故人の最終意思を尊重できているか、事務取り扱いを再点検すべきだ」と話している。

同公社を巡っては、約3000万円の貯金を残して死亡した女性の遺言執行者の弁護士が払い戻しを求めたが、「相続人全員の同意が必要」として拒否され、京都地裁に提訴。同公社は昨年12月に全面敗訴し、今年1月に「遺言執行者には支払う」と内部手続きを変更している。

【太田裕之】